

はじめに

県南地域の家畜衛生推進につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今年度の家畜衛生につきまして特筆すべきは、13年ぶりにCSF（豚熱）予防的ワクチン接種を開始したことです。平成30（2018）年9月岐阜県でCSF（豚熱）が26年ぶりに発生してから、令和2（2020）年2月末までに全国で8県56農場に発生し、164千頭が殺処分されました。このため農林水産省はそれまでの方針を変更し、衛生管理だけでは感染防止が困難と認められる場合は、家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき都道府県区域を限定して接種計画を承認しました。栃木県では、2月17日、予防的ワクチン接種を県境に近い県南管内の養豚農場から開始し、3月12日には管内の初回接種を全戸で終了しました。今後は各農場で血液検査を実施しワクチン抗体を確認しながら、新規に生産された子豚に追加接種を実施しCSF発生を予防していきます。また、養豚場だけでなく野生のイノシシにもCSFの感染が広がっており、隣接する群馬県や埼玉県でも確認されています。本県への侵入を防止するため、1月から関係市町・団体等の協力を得て県南地域からイノシシへの経口ワクチン散布を開始しました。今回の推定摂取率は45%となり、先進県と同等の結果となっております。

次に国外に目を向けると、欧州やロシアに発生していたASF（アフリカ豚熱）が、現在中国からベトナム等東南アジア各国で大発生をしております。また、中国、ロシア、ミャンマー等において牛、豚等偶蹄類に感染する口蹄疫も変わらず発生をしています。これら疾病の国内侵入を防止するため、農林水産省は数年前から国内の空港に探知犬を配置して検疫体制を強化し、感染が疑われる肉製品の不法持ち込み摘発に銳意努力しています。ただし完璧に摘発するのはかなり難しく、これらの疾病が国内に侵入するリスクは非常に高くなっています。高病原性鳥インフルエンザにつきましては、年度内で国内の農場発生はなく、死亡野鳥からもウイルス分離はありませんでした。しかし野鳥の糞から低病原性のものが確認されていますので、予断を許さない状況に変わりはありません。特に近隣アジア諸国（中国、台湾等）を中心に高病原性鳥インフルエンザが継続して発生し、人への感染も懸念され始めていますので、より実効性のある防疫対策が求められています。

当所ではこのような状況を踏まえ、家畜伝染病の発生予防とまん延防止のため、管内市町及び関係団体等の協力を得ながら全対象農場を巡回し、「飼養衛生管理基準」の更なる遵守、特に消毒の徹底及び異常家畜の早期発見と早期通報をお願いしています。加えて、下都賀及び安足農業振興事務所を中心とし、万一の発生に備えた迅速・的確な初動防疫対応に軸を置き、防疫体制の強化に努めてまいりました。

近年、消費者の関心が非常に高まっている安全・安心な畜産物の提供や他の農産物を生産する地域経済のためには、先に述べた畜産農家の積極的な飼養衛生管理基準の遵守はもとより、関係者一丸となった取組が重要です。今後も、畜産農家の皆様、市町、関係機関団体と連携しながら、家畜防疫体制の強化に努めて参りますので、多大なる御支援と御協力賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

ここに令和元年度事業概要を取りまとめましたので、御高覧いただき、参考にしていただければ幸いです。

令和2年3月

栃木県県南家畜保健衛生所

所長 武井 明宏

目 次

I	県南家畜保健衛生所の概要	
1	沿革	1
2	所在地	1
3	施設概要	2
4	組織及び業務内容	3
5	管内の概要	4
II	平成 31(2019)年度事業実施状況	
1	家畜伝染病予防事業	4
(1)	平成 31(2019)年度予防事業成績	4
(2)	牛寄生虫検査成績	5
(3)	放牧牛衛生検査成績	6
(4)	CSF 検査及び成績	6
(5)	乳汁検査成績	6
(6)	慢性疾病検査成績	6
(7)	各種抗体検査成績	7
(8)	その他検査	8
(9)	病性鑑定	9
(10)	家畜自衛防疫指導事業	9
(11)	管内の年次別家畜伝染病及び届出伝染病発生状況	10
2	家畜衛生対策事業	11
(1)	監視・危機管理体制整備対策	11
(2)	慢性疾病等生産阻害疾病低減対策	12
(3)	畜産物安全性確保対策	12
3	動物薬事監視業務	13
(1)	製造販売等業者	13
(2)	製造業者	13
(3)	店舗販売業者及び許可業務	13
(4)	医療機器販売業者及び許可・届出業務	13
(5)	薬事監視指導	14
4	その他の事業	14
(1)	診療施設立入調査・指導	14
(2)	家畜人工授精師等立入調査	14
(3)	畜産物等放射能関連緊急対策事業	14
III	平成 31(2019)年度家畜保健衛生業績発表会抄録	
1	管内一養豚場における防疫強化と衛生対策への取組	15
2	EBL 清浄化対策事業キックオフ元年の取組	16

I 県南家畜保健衛生所の概要

1 沿革

- | | |
|-------------|--|
| 昭和26年 3月31日 | 栃木県栃木家畜保健衛生所を栃木市片柳町に設置した。 |
| 昭和41年 4月 1日 | 機構改革により、栃木・田沼・足利家畜保健衛生所を統廃合し、栃木県栃木家畜保健衛生所とした。また、足利は出張所とした。 |
| 昭和43年 3月31日 | 栃木市箱森町22-27に新築移転した。 |
| 昭和46年 4月 1日 | 足利出張所を廃止し、家畜保健衛生所に検査課を設置した。 |
| 平成12年 4月 1日 | 農務部組織再編により、栃木県県南家畜保健衛生所に名称変更した。 |
| 平成20年12月15日 | 現在地に新築移転した。 |

2 所在地

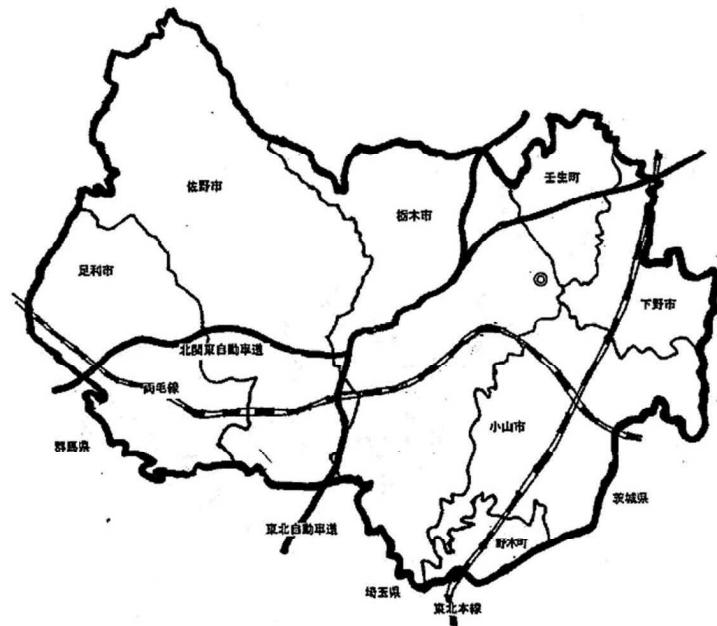
〒328-0002 栃木市惣社町1439-20

電話番号 0282-27-3611 FAX 0282-27-4144

交 通 東武宇都宮線野州大塚駅から南東に 3 km

東北自動車道栃木 IC から東に 9 km

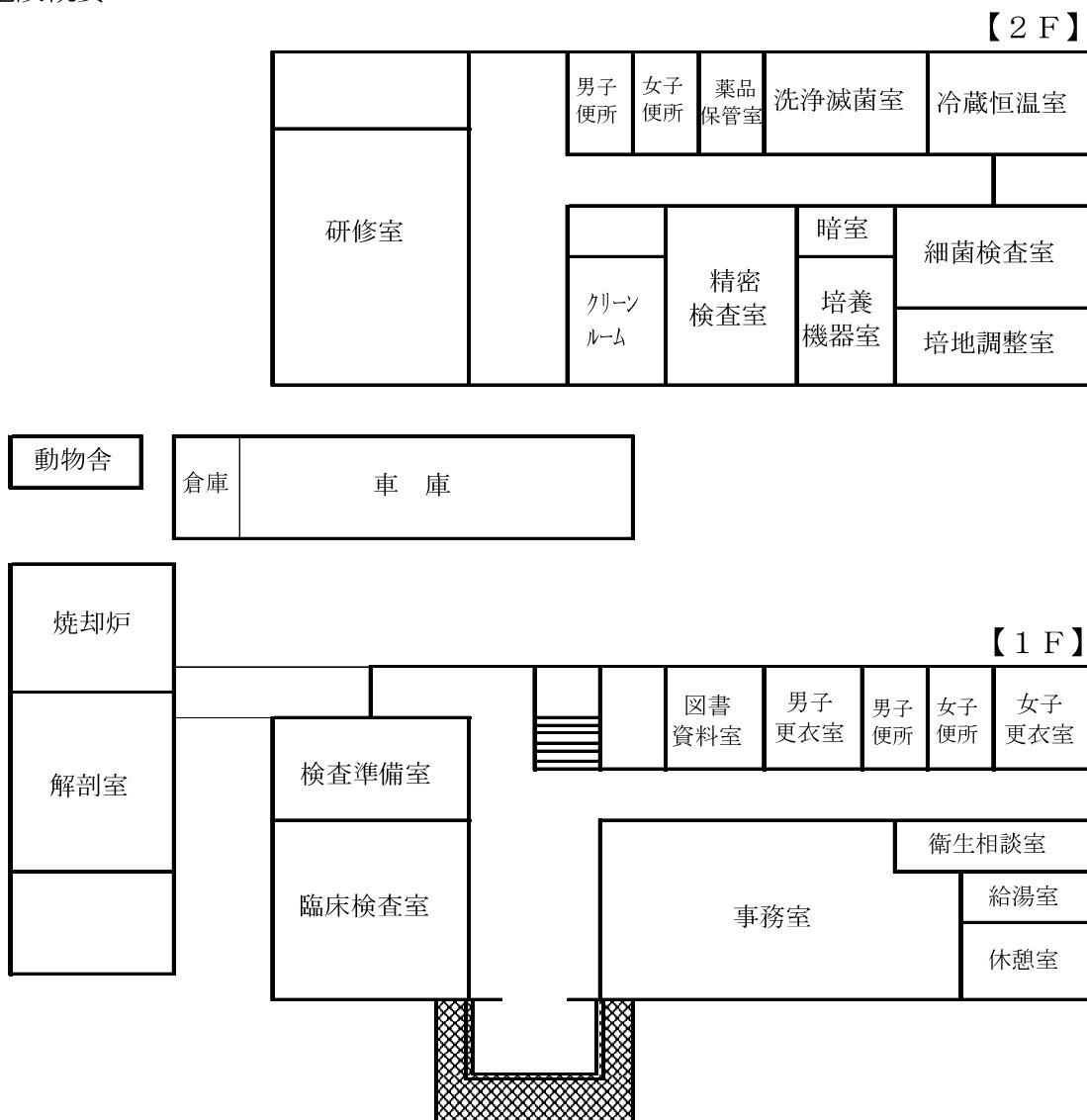
北関東自動車道都賀 IC から南に 7 Km



管轄区域 栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町、足利市、佐野市

◎：県南家畜保健衛生所

3 施設概要



(1) 敷地面積 : 3,000 m²

(2) 施設面積

ア 本館 : 856.2 m²

(内訳)

【1F】事務室 : 108.4 m² 臨床検査室 : 59.1 m² 検査準備室 : 32.1 m²

衛生相談室 : 16.1 m² 図書資料室 : 21.2 m²

【2F】研修室 : 87.2 m² 精密検査室 : 44.2 m² 細菌検査室 : 32.2 m²

培地調整室 : 20.0 m² 培養機器室 : 23.6 m² 暗室 : 6.7 m²

クリーンルーム : 22.6 m² 薬品保管室 : 13.5 m² 洗浄滅菌室 : 29.1 m²

冷蔵恒温室 : 31.8 m²

イ 付属棟 : 202.3 m²

(内訳)

解剖室 : 55.9 m² 焼却炉 : 42.3 m² 動物舎 : 15.0 m² 車庫 : 89.1 m²

4 組織及び業務内容

所長 武井明宏
主幹兼所長補佐(総括) 萩原厚子

	職 氏 名	主な業務
企画指導課	所長補佐兼 企画指導課長 竹澤友紀子 副主任 天谷寛子 主任 杉田裕子 主任 大関綾子 技師(代) 高橋雅人	家畜衛生の企画調整 家畜衛生の普及・啓発事務 家畜衛生の研修及び相談事務 畜産環境対策指導 動物薬事事務 獣医師及び獣医療事務 家畜人工授精、削蹄及び装蹄事務 畜産新技術の普及 家畜衛生関連情報整備対策 生産衛生管理体制整備 職員の服務 庶務全般 家畜の共進会及び共励会
防疫課	所長補佐兼 防疫課長 手塚典子 副主任 飯塚綾子 主査 濱谷景祐 主査 芝田周平 技師 牧誉大 技師 矢部翠	家畜伝染病及び伝染性疾病的防疫 家畜伝染性疾病的検査及び予防指導 病性鑑定業務 家畜の輸出入検査 家畜保健衛生上必要な調査、試験及び検査 慢性疾病等生産性阻害疾病低減対策 (牛、豚、鶏) 自衛防疫指導 動物由来感染症監視体制整備 特用家畜の衛生指導 放牧場衛生対策

5 管内の概要

管内は、栃木県の南部に位置し、5市2町を管轄区域としている。東は茨城県、南は埼玉県、西は群馬県に隣接しており、県境を越える家畜及び畜産関係者の往来が盛んなことから、特に県境防疫に留意しながら事業の推進を図っている。

- (1)酪農は、首都圏への市乳供給基地として歴史も古く順調に発展してきたが、最近の都市化、混住化、飼養者の高齢化が進むなかで飼養頭数は年々減少している。飼養頭数は2,667頭で県内の約5%であり、1戸当たりの平均飼養頭数は47頭である。
- (2)肉用牛は、栃木県を代表する肥育牛生産地域にあって、飼養頭数は14,798頭で県内の約18%を占め、1戸当たりの平均飼養頭数は123頭で、黒毛和種及び交雑種肥育牛等の多頭化・集団飼育が行われている。
- (3)養豚は、飼養頭数は39,185頭で県内の約10%であり、1戸当たりの平均飼養頭数は1224頭と県平均の半分以下ではあり、企業体をとらない中規模経営農家がほとんどである。
- (4)養鶏は、飼養戸数は県内の約23.4%、飼養羽数は約4.2%であり、中規模（100羽以上）採卵鶏17戸の1戸当たりの平均飼養羽数は17,065羽であり、肉用鶏3戸の1戸当たりの平均飼養羽数は17,300羽である。一部には大規模企業経営もあるが、多くは個人による兼業農家であり、特殊卵の産直販売や、農産物直売所での販売等の経営戦略をとっている養鶏農家が多い。
- (5)馬は、乗馬クラブを中心に16戸337頭が飼養されている。
- (6)養蜂は、77戸1,837群が採蜜やいちごの受粉用として飼養されている。

II 平成31年度事業実施状況

畜産経営の安定と健全な発展のためには、家畜衛生対策が基本となる。最近における畜産の大型化、構造の質的变化及び消費者の食品への安全志向の高まりに対応した各種家畜衛生事業が要望されている。また、飼料等の輸入増大や国際化の伸展に伴う海外悪性伝染病の侵入機会の増加等、家畜衛生に対する需要及び要請は益々増加傾向にある。

このような畜産情勢を背景とし、家畜保健衛生所は家畜防疫対策事業を中心に、畜産情勢の変化に適切に対応しながら各種指導事業等を推進している。

1 家畜伝染病予防事業

家畜伝染病予防法を積極的に運用し、県、市町、開業獣医師、各種畜産団体や家畜飼養者の協力を得て、総合的に家畜防疫を推進している。特に家畜の伝染性疾病の発生予防については、管内各市町の自衛防疫団体の協力により事業を推進している。

一方、家畜の伝染病や伝染性疾病の予防とまん延防止のために検診、検査及び病性鑑定を実施している。

(1) 平成31(2019)年度予防事業成績

- (ア) 牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病：安全な生乳及び食肉等の生産並びに当該伝染病の清潔度の維持を図るため検査を実施した。
- (イ) 高病原性鳥インフルエンザ：本病発生を早期発見するために、監視に重点をおき、抗体検査及びウイルス分離検査を実施した。また、飼養衛生管理の指導・徹底及び異常鶏の早期通報を指導した。

(ウ)腐蝨病：養蜂業者の蜂群及びイチゴハウス内蜂群について、本病の検査を実施した。

(エ)豚熱(CSF)：本病の防疫対策は、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、平成18年4月以降、全国的にワクチンを使用しない防疫措置に移行した。しかし、平成30年9月に岐阜県において26年ぶりにCSFの発生しその後発生が拡大したことから、家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき都道府県区域を限定してのCSFワクチンの予防的接種が開始された。令和2年年2月17日、栃木県においても養豚場を対象としたCSFワクチン接種が開始された。現在は、豚コレラの名称が豚熱に改められ、本病の防疫対策も「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき対策を進めている。

○ 家畜伝染病予防事業実績（頭羽群数）

検 査	事業名	実績	検査結果			備考
			-	±	+	
注 射	牛ブルセラ病	374	374			告示 374
	牛結核病	374	374			告示 374
	ヨーネ病	662	662			告示 662
	高病原性鳥インフルエンザ	410	410			告示 410
	腐蝨病	1,746	1,746			告示 1,652 告示外 94
CSF	初回接種	25,855				告示 25,885 (令和2年2月17日～3月12日)
	追加接種	3,055				告示 3,055 (令和2年3月5日～3月31日)

(2)牛寄生虫検査成績

牛寄生虫による放牧予定牛及び放牧牛の損耗等を防止する目的で、ピロプラズマ病の検査を実施した。

市町名	検査戸数／頭数	陽性頭数	備考
栃木市	2／16	1	この他、放牧牛(延べ)50頭全て陰性
小山市	3／22	0	
壬生町	0／0	0	
下野市	1／15	3	
足利市	1／25	0	
佐野市	3／9	0	
計	9／87	4	

(3)放牧牛衛生検査

管内公共育成牧場1か所の衛生検査を実施した。

牧 場 名	野田町放牧場	奥戸放牧場
所 在 地	足利市野田町	足利市奥戸町 佐野市高橋町
衛生検査頭数	休牧中	58
衛生検査回数	休牧中	8

(4)CSF検査

清浄性の維持確認を目的に管内養豚農家全戸について、当該指針に基づく立入検査を行い、臨床検査による異常豚の摘発及び抗体保有状況調査も実施した。

○ ELISA法検査

検査頭数	判定結果	
	-	+
150	150	0

臨床検査において、特に以上は認められなかった。

(5)乳汁検査成績

管内酪農家からの依頼等に基づき、乳房炎を引き起こす原因菌の特定及びその薬剤感受性検査を実施し指導を行った。

件数	検査頭数(延べ)	検査項目
1	2	原因菌の分離、検出された菌の薬剤感受性試験

(6)慢性疾病検査成績

地方病性牛白血病(EBL)、牛ウイルス性下痢・粘膜病(BVD-MD)、豚繁殖・呼吸障害症候群(PPRS)について必要な検査、対策指導を実施した。

検査名	検査頭数	判定結果	
		-	+
EBL	1, 157	689	468
BVD-MD	1, 034	1, 034	0
PPRS	534	323	211

(7)各種抗体検査成績

ア 牛流行熱等抗体調査

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱について、3戸の農家を選定し、流行状況を調査した。

調査疾病名		戸数	頭数	検査成績・抗体価（頭数）							
牛 流 行 熱 等 抗 体 調 査	疾病名	採血月		6月		8月		9月		11月	
		戸数	頭数	<2	2≤	<2	2≤	<2	2≤	<2	2≤
	アカバネ病	3	9	9		9		9		9	
	チュウザン病	3	9	9		9		9		9	
	アイノウイルス感染症	3	9	9		9		9		9	
	イバラキ病	3	9	9		9		9		9	
牛 流 行 热		3	9	9		9		9		9	

イ オーエスキ一病（野外ウイルス抗体識別検査成績）

本病については、栃木県豚オーエスキ一病防疫対策実施要領に基づき清浄性確認検査を実施した。

	検査数	陽性数	陽性率
戸 数	21	0	0
頭 数	464	0	0

ウ 伝染性胃腸炎（TGE）抗体検査成績

検査頭数	中和抗体価				
	<2	2	4	8	16≤
60	60	0	0	0	0

エ 豚流行性下痢（PED）抗体検査成績

検査頭数	中和抗体価				
	<2	2	4	8	16≤
60	58	1	1	0	0

才 ニューカッスル病等抗体検査成績
 (ア)ニューカッスル病 (ND) 抗体検査成績

検査頭数	HI抗体価							
	≤10	20	40	80	160	320	640	1280≤
401	9	10	28	24	23	32	52	223

(イ)鶏マイコプラズマ病 (MG・MS) 抗体検査成績

検査項目	マイコプラズマ・ガリセプチカム			マイコプラズマ・シノビエ		
検査羽数	+	±	-	+	±	-
160	160			160		

(8)その他検査

ア 鳥インフルエンザに係る死亡野鳥の検査

平成31(2019)年度は、管内2件10羽を検査し、全羽陰性を確認した。

イ CSF発生に伴う野生動物の感染確認検査

平成30(2018)年9月9日に岐阜県でCSFの発生が確認されたことを踏まえ、野生動物担当部局と連携し、死亡した野生いのししにおけるCSFウイルスの浸潤状況調査を実施した。

平成31年度については8件8頭検査を実施し、全頭陰性を確認した。

(9) 病性鑑定

今年度の病性鑑定では、32件、72頭羽について実施した。肉用牛で牛ロタウイルス症、豚でサーコウイルス関連疾病、蜜蜂でバロア病が認められた。

表) 病性鑑定実施結果の内訳

畜種	診断疾病名	件数	頭羽数	備考
乳用牛	その他	2	2	
	小計	2	2	
肉用牛	牛ロタウイルス病	1	1	
	ヒストフィルス・ソムニ感染症	1	1	
	牛コクシジウム病	2	6	
	大脳皮質壊死症	1	1	
	その他	15	23	
	小計	20	32	
豚	豚サーコウイルス関連疾病	1	2	
	浮腫病	1	1	
	豚胸膜肺炎	1	6	
	その他	3	23	
	小計	6	32	
鶏	その他	1	3	HPAI陰性
	小計	1	3	
その他の動物	バロア病	1	1	
	その他	1	2	
	小計	3	3	
合計		32	72	

(10) 家畜自衛防疫指導事業

(公社) 栃木県畜産協会と連携して、管内各市町の自衛防疫団体が実施している各種予防注射事業等の指導と衛生技術・情報の普及・啓発を行った。

(11) 管内の年次別家畜伝染病及び届出伝染病発生状況

1 家畜伝染病

(頭羽群数)

病名	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
結核病(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ病(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーネ病(牛)	1	0	0	0	0	0	0	0	0
炭疽(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ピロプラズマ病(牛)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
馬伝染性貧血	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家きんサルモネラ感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニューカッスル病(鶏)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腐蛆病(蜜蜂)	4	0	0	2	0	0	1	1	0

2 届出伝染病

(頭羽群数)

病名	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
破傷風	0	0	0	1	0	0	0	0	0
牛伝染性鼻気管炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛ウイルス性下痢・粘膜病	3	0	0	0	0	0	0	0	0
アカバネ病	1※	0	0	0	0	0	0	0	0
牛白血病	3	2	0	0	1	2	1	1	0
牛サルモネラ症	0	0	0	0	0	0	0	3	0
オーエスキ一病(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚丹毒	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚流行性下痢	0	0	0	2	0	0	1	0	0
伝染性胃腸炎(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚赤痢	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サルモネラ症(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伝染性喉頭気管炎(鶏)	0	0	0	0	0	0	2	0	0
マレック病	0	0	0	0	0	0	0	0	1
鶏痘	0	3	1	0	0	0	0	0	0
サルモネラ症(鶏)	0	0	0	0	1	0	0	0	0
アカリンドニ症(蜜蜂)	0	0	0	1	0	2	0	1	0
バロア病(蜜蜂)	0	0	0	0	0	0	0	0	1

※導入牛で発生

2 家畜衛生対策事業

(1) 監視・危機管理体制整備対策

ア 家畜伝染病防疫対応強化

(ア) 管理基準、防疫指針普及推進

飼養衛生管理の徹底を図るため、会議や講習会において衛生管理指導を実施した。

実施内容	開催回数	出席人数	備 考
畜産担当者会議	1	36	市町、農協、共済組合、獣医師、県関係機関

(イ) 管理基準等の指導、普及、強化

農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の調査及び指導のため巡回を実施した。

実施内容	指導実施農場数 (延べ農場数)	指導実施農場数内訳 (延べ農場数)
飼養衛生管理指導	251(495)	牛173(333)、豚30(114)、鶏35(35)、めん山羊13(13)

イ 家畜衛生関連情報整備対策

畜産農家からの情報や病性鑑定成績を基に、家畜衛生に関する対策及び疾病の発生情報を収集・分析した。また、収集した情報や県内外からの情報を「家畜衛生情報」として関係者に情報提供した。

情報収集：約400件 家畜衛生情報提供：延べ63件

ウ まん延防止円滑化対策

伝染病の清浄維持及び更なる清浄化促進を図るため、農家、市町担当者及び開業獣医師等を対象に防疫措置について会議を開催した。

疾病名	開催回数	出席人数	備 考
口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ	10	233	市町、県建設業協会、県関係機関
オーワク病	1	30	栃木県南部地域豚オーワク病防疫協議会

(2)慢性疾病等生産阻害疾病低減対策

経済的損失が大きい家畜の慢性疾病等について、その発生動向を把握するため調査・検査を実施し、得られた成績をもとに有効な指導・対策を検討するとともに、疾病防疫マニュアル作成の基礎とした。

対象疾病名	畜 種	調査戸数	調査頭数	調査項目等
EBL	牛	1	45	疾病発生状況、細菌検査、血液検査、衛生管理状況、出荷成績など
呼吸器病等	豚	1	1,825	

(3)畜産物安全性確保対策

ア 畜産物生産衛生管理体制整備

畜産物の安全性確保のための衛生指導体制を整備し、H A C C P（危害要因分析重要管理点）方式による生産衛生管理基準の農家への円滑な導入・普及定着を図るとともに、畜産物に対する消費者の信頼性を確保するため、監視・管理体制のあり方について検討を行った。

畜 種	実施戸数	危害因子設定	検討内容
肉用牛	1	注射針の混入	一般衛生管理プログラムの確立
豚	2	薬剤の残留	HACCP計画の作成

イ 動物用医薬品危機管理対策

(ア) 動物用医薬品の適正使用実態調査

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の規定に基づき、動物用医薬品の使用者（牛1戸、豚3戸）に対し、畜産物への残留防止を図るため、使用状況等の実態調査を実施した。

調査の結果、各農家とも休薬期間を厳守し、問題はなかった。

(イ) 薬剤耐性菌の発現状況調査

家畜における薬剤耐性菌の発現状況を把握しリスク分析を行うため、病性鑑定検体において対象菌種の薬剤感受性試験及び抗菌性物質の使用状況調査等を実施した。

対象菌種	実施畜種	分離株数
黄色ブドウ球菌	豚	1

3 動物薬事監視業務

(1) 製造販売業者

(令和2年3月31日現在)

区分	業者数	許可の種類	
		新規	更新
動物用体外診断用医薬品	1	0	1
動物用医療機器	3	0	2
計	4	0	3

(2) 製造業者

(令和2年3月31日現在)

区分	業者数	許可の種類	
		新規	更新
動物用体外診断用医薬品	1	0	1
動物用医療機器	4	1	1
計	5	1	2

(3) 店舗販売業者及び許可業務

(令和2年3月31日現在)

区分	業者数	許可の種類	
		新規	更新
店舗販売業	1	0	0
卸売販売業	5	0	0
特例店舗販売業	74	2	5
計	80	2	5

(4) 医療機器販売業者及び許可・届出業務

(令和2年3月31日現在)

区分	業者数	許可(届出)の種類	
		新規	更新
高度管理医療機器販売・貸与業 【許可制】	1	0	0
管理医療機器販売業【届出制】 (高度管理医療機器販売業兼務)	5 (1)	0	
計	5	0	0

(5) 薬事監視指導

動物用医薬品等の製造から流通・販売の過程において、法令の趣旨を周知徹底し、これを遵守させることによって、動物用医薬品等の品質・有効性及び安全性の確保を図り、もって適切な動物用医薬品等の供給に寄与するために監視指導を実施した。

区分	検査件数	指導内容（措置）等
立入検査	33	事項変更の届出、医薬品の適正管理、記録類の適正保管

4 その他の事業

(1) 診療施設立入調査・指導

管内の飼育動物診療施設に対し、獣医療の適正確保を目的に獣医師法、獣医療法、医薬品及び医療器機等法（旧薬事法）に基づき立入調査を実施した。

(令和2年3月31日現在)

診療施設数	検査件数	指導内容
78	15	劇毒物の適正保管、X線診療に係る記録等

(2) 家畜人工授精師等立入調査

管内の家畜人工授精所、家畜人工授精師及び獣医師等に対し、家畜人工授精業務の適正確保を目的に家畜改良増殖法に基づき立入調査を実施した。

区分	調査対象数	検査件数	指導内容
家畜人工授精所	2	2	
家畜人工授精師等	26	9	授精簿記載、保管等

(3) 畜産物等放射能関連緊急対策事業

消費者への安全・安心な畜産物の提供に資するため、県内で飼養されている肉用牛の牛肉中放射性物質について出荷時に検査を実施した。来年度からは、県央家畜保健衛生所に事業が集約される。

実施頭数	検査期間	検査機器
3,939	平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	NaIシンチレーションスペクトロメータ

管内一養豚場における防疫強化と衛生対策への取組

県南家畜保健衛生所

○牧誉大、高橋雅人、柿崎裕子、
手塚典子

【背景】平成30年9月、26年ぶりに国内で豚コレラの発生が確認され、農場での防疫強化及び衛生対策は緊急の課題となっている。この状況の中、隣接地に大規模養豚場の建設が計画されている管内養豚場から防疫対策の相談があり、農家の飼養管理状況を把握し防疫強化と衛生対策の指導を行ったので、その概要を報告する。

【農場概要】本農場は母豚250頭規模の一貫農場で、飼養作業は、畜主、畜主の両親、従業員2名の計5名で行っている。飼養作業のうち、離乳豚及び肥育豚の移動・管理などは畜主の両親が担当しており、畜主が作業を一貫して管理することが難しい状況である。また、ここ数年の病性鑑定の結果から、離乳豚及び肥育豚で呼吸器病の発生が確認されていたが、畜主本人は問題視しておらず、特に対応は行われなかった。現状の防疫対策は、農場出入口に野生動物への侵入防止対策がなく、また農場内での消毒方法が不適切な箇所があった。

【取組内容】農場の飼養管理状況を把握するため、畜主から死亡頭数及び母豚の管理、ピッグフロー、出荷頭数などの聞き取りを行った。聞き取り内容から、死亡頭数が適切に管理されていなかったため、当所で死亡記録台帳を作成し、畜主に毎日の死亡頭数を記録するよう指導した。また、分娩及び出荷台帳を当所でデータベース化し、母豚ごとの分娩回数及び離乳仔豚数を整理して、毎月の子豚の事故率及びおよその飼養日数を算出し、畜主に飼養管理状況を把握させた。また、呼吸器病の一因としてPRRSが疑われたため、ステージ採血を行いPRRSのELISA検査及びPCR法を実施した。その結果から、離乳する前後の段階でPRRSウイルス感染が判明した。防疫対策の強化については、農場出入口の可動柵設置を指導し、あわせて農場内での消毒方法や頻度の見直しを指導した。

【まとめ及び今後の方針】農場の飼養管理状況を整理することで算出したデータを活用し、畜主自身で飼養管理状況を継続的に管理することを今後の目標とした。また、PRRS感染時期が若齢と特定されたため、今後、垂直感染の有無を確認し、感染時期を少しづつ遅らせていくことが呼吸器病の疾病対策として重要である。さらに、可動柵の設置と適切な消毒を定期的に実施することで、防疫対策、衛生対策の強化、生産性の向上を図りたい。今後も、畜主との連携を密に図り、農場単体での取組にとどまらず地域での一体的な取組へと繋げていけるよう引き続き指導していきたい。

EBL 清浄化対策事業キックオフ元年の取組

県南家畜保健衛生所

○矢部翠、飯塚綾子

【はじめに】牛白血病は全国的に 10 年前の約 4 倍の発生があり、年々、県内と畜場においても本病による全廃棄頭数が増加していることから、牛飼養農場の関心が高くなっている。このような状況を踏まえ、平成 30 年度から県で設置した慢性疾病ワーキンググループ（以下、WG）において、重点対策 3 疾病のひとつに地方病性牛白血病（以下、EBL）を位置付け、平成 31 年度から清浄化対策の取組を開始したので、その概要について報告する。

【取組概要】平成 30 年度の WG では、農場における EBL 対策の主軸を遺伝子検査によるリスク分類に基づいた分離飼育とし、EBL 対策リーフレットを牛飼養農場全戸に配布し清浄化対策を周知した。あわせて、検査数増加に対応するため若手職員の PCR 研修を実施した。管内では平成 31 年 3 月末、和牛繁殖農場及び農協畜産担当者を対象とした清浄化対策説明会並びに同年 6 月には EBL 講習会を開催し、対策開始の気運を醸成した。また、対策推進のため、モデル農場を 2 農場設定したほか、法 5 条に基づく定期検査対象農場を中心に対策を促した。対策希望農場に対しては、農場ごとの対策ポイント及び今後の取組方針を個別リーフレットにより提示し、農場と合意のもと、取組を開始した。まず、農場の EBL 浸潤状況を把握するため全頭抗体検査を実施した。次いで、抗体陽性牛について遺伝子検査を実施し、プロウイルス量 1 万コピー/10 万細胞以上の個体を高リスク牛、100 コピー/10 万細胞以下の個体を低リスク牛、それ以外の個体を中リスク牛と分類し、感染伝播リスクを個体ごとに評価した。検査結果については、個体ごとのリスクを色分けし現状の牛舎配置と分離飼育案を図示することで、分離飼育の必要性を農場に具体的に印象づけ、清浄化への意識を高めることに成功した。さらに、高リスク牛については優先的淘汰や後継牛作出を避けることを推奨するとともに、人為的感染防止の徹底、初乳対策等を指導した。

【まとめと今後の方針】令和元年 11 月現在、管内では肉用繁殖 5 農場、酪農 2 農場の計 7 農場が EBL 清浄化対策に取組中である。そのうち半数の農場で分離飼育や牛の並べ替えに着手し、後継牛検査を自主的に依頼する農場も出てくるなど、着実に指導効果が上っている。今後は、対策農場に対し、定期的な全頭検査の実施と指導を継続することで、清浄化段階に応じた対策を実施する予定である。また、勉強会開催による取組状況の紹介や、次年度以降の定期検査対象農場に対する推進を実施し、本事業の普及・啓発を図り、管内の EBL 清浄化を目指していく。